

「権利侵害の明白性」の要件について

令和8年9月14日
事 務 局

○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)

(発信者情報の開示請求)

第五条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報(発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。

イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。

ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。

(1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所

(2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報

ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報(特定発信者情報を除く。)

によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2・3 (略)

「情報流通プラットフォーム対処法」(総務省情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室、2025年)

- 発信者情報開示請求権は、匿名で発信された情報の流通により被害を受けた者に対して被害回復のための手掛かりを与える権利であり、被害者救済の観点から大きな意義を有するものである。他方、このような権利を設けることにより、これまで繰り返し述べているとおり、発信者情報は発信者のプライバシー、表現の自由及び通信の秘密と深く結びついた情報であるにもかかわらず、要件如何によっては、本来開示すべきでない場合にまで、裁判外において開示関係役務提供者が開示してしまうことが懸念される。また、開示関係役務提供者が要件判断を誤って開示に応じた場合には、原状回復を図ることは性質上不可能である。そこで、発信者の有するプライバシー及び表現の自由の利益と被害者の権利回復を図る必要性との調和を図るべく、その権利が侵害されたことが明らかであることを要件として定めることとした。
- 「明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する。もっとも、発信者の主観など被害者が関知し得ない事情まで被害者に主張・立証責任を負わせるものではない。したがって、発信者が合理的根拠を示して開示に反対しているような場合には、開示関係役務提供者において開示を請求した者の権利が違法に侵害されたことが明白であるとの確信を抱くことができる場合は多くはないであろうから、不当に開示の範囲が広がることはないものと考えられる¹¹。なお、この点についての要件判断を誤って開示に応じた場合には、開示関係役務提供者は、場合によって民事上、刑事上あるいは行政上の責任を問われることになるので注意を要する。

11 このような要件としてしまうと、開示される場合が限定的になりすぎるとの批判も考えられないでもない。しかしながら、請求者が主張・立証責任を果たせば、権利侵害の事実は明らかになるのであり、開示される場合が不当に狭くなるということはない。また、このように重い立証責任を課すことは、迅速な救済の要請に反するという批判も考えられるが、本条の請求権が現に侵害行為が行われている場合に被害拡大を防止するために行使されることが予定されたものというよりは、過去に行われた権利侵害について、その被害回復のために行使されることが主に予定された権利であることを考えれば、相対的にみて客観的に緊急性が高いとまではいえず、かかる要件を設けることが不当に被害者の権利行使を制約することになるわけでもないと考えられる。

「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」(座長：堀部 政男 一橋大学名誉教授)

第3 個々の論点

4 発信者情報の開示請求関係

(1)権利侵害の明白

イ 「権利侵害の明白性」と違法性阻却事由不存在の関係

(前略)「権利侵害の明白性」につき、違法性阻却事由が存在しないことを含むべきではないとの主張もある。

しかし、発信者情報は、前述のとおり、発信者のプライバシーに関する情報であって、一度開示されると原状回復ができない性質のものであり、その取扱いには慎重に検討すべきである。

また、名譽毀損に関しては、特に政治的な表現において違法性阻却事由が問題となりやすい性質を有するところ、「権利侵害の明白性」に違法性阻却事由の不存在を要求しないとすると、匿名による政治的な表現活動に過剰な萎縮効果を及ぼすおそれもあり、匿名表現の自由の保障の観点から問題がある。

そうすると、「権利侵害の明白性」に関し、違法性阻却事由の不存在を含むべきではないと考えることは適当ではないと考えられる(ただし、真に権利侵害がなされたか否かについては、発信者の主張立証を確認しなければ判断できないことからすると、プロバイダ等と被害を被ったと主張する者との間において要求される「権利侵害の明白性」については、損害賠償請求等で求められる「権利侵害」があったことと同程度の立証まで求められるわけではないと考えることもできる。)

※ 下線は事務局が付したものの。

「発信者情報開示の在り方に関する研究会」(座長：曾我部 真裕 京都大学大学院 法学研究科 教授)

第3章 新たな裁判手続の創設及び特定の通信ログの早期保全

3. 新たな裁判手続(非訟手続)について

(4)開示要件

ア 具体的な開示要件

新たな裁判手続を設けるに際して、発信者情報開示に係る要件の在り方について検討する必要がある。この点、中間とりまとめにおいては、「円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項(※事務局注：現法第5条第1項)に定める発信者情報開示請求権の開示要件(「権利侵害の明白性」の要件)について、より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある。」とされたところである。

したがって、前述の2. で検討したとおり、請求権を存置しこれに「加える」形で非訟手続を新たに設ける考え方(案2)を採る場合であっても、中間とりまとめの記載のとおり、非訟手続によるプロバイダへの開示命令の要件については、現行法と同様の要件を維持することが適当である。

※ 下線は事務局が付したものの。

第204回国会 衆議院 総務委員会 第13号 令和3年4月8日(抄)

○ 櫻井委員

続きましては、五条一項一号の中で、権利が侵害されたことが明らかという要件が入っております。これは法改正前からあった要件かと思いますが、具体的にどういうことか、この要件について説明ください。

○ 竹内政府参考人

お答えいたします。この点につきましては、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨でありまして、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事由が存在しないことまでを意味するものでございます。

この要件の趣旨でございますけれども、こういった権利侵害の明白性を求めていますのは、発信者情報の開示が、発信者のプライバシーや表現の自由、通信の秘密という重大な権利利益に関する問題である上、その性質上、一旦開示されてしまいますとその原状回復は困難であるということから、安易に開示が行われることがないように、また、濫用的な開示請求により不当な開示が行われることのないようにするためでございます。

- 情報流通プラットフォーム対処法第5条第1項第1号に定める発信者情報開示請求権の開示要件(「権利侵害の明白性」の要件)をより緩やかなものとするについて、どう考えるか。